

消費生活用製品安全法に規定する特定製品にP S Cマークを表示しようとする事業者向

「事業届」に関する説明資料

(家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、石油給湯機、石油ふるがま及び石油ストーブ)

平成21年3月

経 済 産 業 省

商務流通グループ製品安全課

東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3501-4707 FAX 03-3501-6201

目 次

1 . 消費生活用製品安全法の概要	1
2 . 手続の流れ	3
3 . 届出書の作成方法	16
4 . 届出書の提出先	26
5 . 特定製品製造（輸入）事業届出書の作成書式	27
6 . 事業届出事項変更届出書の作成書式	42
7 . 略称（記号）表示承認申請書の作成書式	44
8 . 登録商標表示届出書の作成書式	46

1. 消費生活用製品安全法の概要

< P S C マーク制度 >

(1) 消費生活用製品安全法は、消費者が日常使用する製品によって起きるけが、やけど、死亡などの人身事故の発生を防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的として制定された法律です。

国は消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命、身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定し、特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、製品毎に定める基準に適合した場合に付することができる表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない、と販売が制限されています。

(2) 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、予め国に対し事業を開始する旨の届出が必要となります。

この際、事業者は当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置（以下「損害賠償措置」という。）について、その方法を添付しなくてはなりません。

この場合の損害賠償措置の内容は、被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補する損害賠償責任保険契約であり、事業者がこの保険契約の被保険者となることとしております（消費生活用製品安全法第6条第4号、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第16条）。

(3) 届出を行った事業者（以下「届出事業者」という。）については当該特定製品について基準に適合するかどうかの検査を行い、その検査記録を作成して保存する義務が生じます。

(4) 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者の中に安全性の確保が十分でない者がいると認められる場合は、その特定製品は特別特定製品として指定され、その技術基準への適合性について、(3) の自主検査に加えて、第三者たる主務大臣の登録を受けた者（登録検査機関）による検査を受け、かつ、証明書の交付を受け、これを保存する義務が生じます。

(5) (2) から (4) の義務を果たした届出事業者は、P S C マーク（本書14頁を参照）を表示して特定製品を販売することができます。

(6) 経済産業省（経済産業局）、独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査を受けることがあります。

(7) なお、事業者が(2) から(4) の義務を果たさなかったり、P S C マークを表示せずに特定製品を販売したりした場合は、改善命令、表示の禁止などが発動されることがあります。

< 製品事故情報報告・公表制度 >

(1) 消費生活用製品の製造又は輸入を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、10日以内に事故の発生日、概要等を国に報告しなければ

ばなりません。

(2) 国は、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表しています。

(3) なお、事業者が報告を怠った場合等に対しては体制整備命令が発動されることがあります。

<長期使用製品安全点検・表示制度：平成21年4月1日施行>

(1) 長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品(以下「特定保守製品」という。)について、点検制度が設けられます。

また、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されます。

(2) 長期使用製品安全点検制度

特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化を防止するための制度です。

なお、特定製造事業者等が点検の通知や点検の実施などの義務を果たさなかった場合は、改善命令が発動されることがあります。

(3) 長期使用製品安全表示制度

点検を実施するほどではないものの、長期に亘り使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

本書では、特定製品をこれから製造又は輸入する事業者に対し、届出書類の作成方法について説明をするものです。

(参考)

PSCマーク制度のホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/lecture.html

製品事故情報報告・公表制度のホームページ

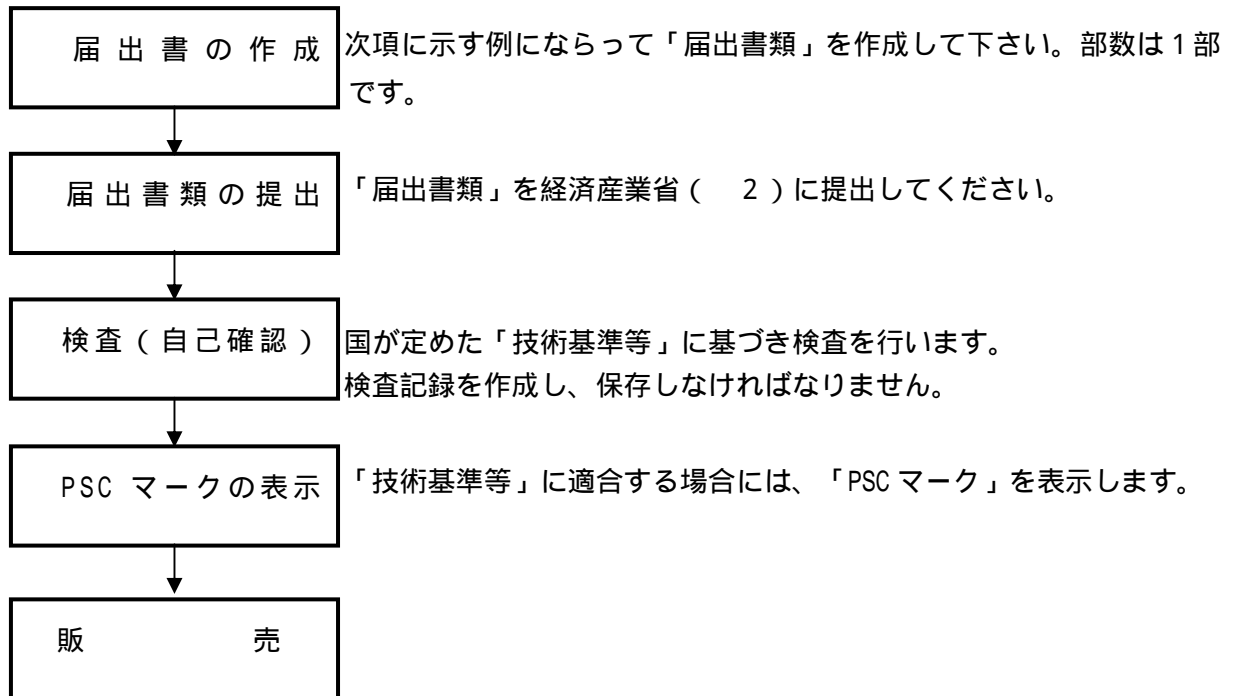
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/lecture01.html

長期使用製品安全点検・表示制度の長期使用製品安全点検・表示制度

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

2. 手続きの流れ

(「乳幼児用ベッド」、「携帯用レーザー応用装置」及び「浴槽用温水循環器」の場合は、(1)も参照して下さい。)



- 1 「乳幼児用ベッド」、「携帯用レーザー応用装置」及び「浴槽用温水循環器」の場合
「乳幼児用ベッド」、「携帯用レーザー応用装置」及び「浴槽用温水循環器」の場合、「特定製品」のうち「特別特定製品」に指定されておりますので、さらに、登録検査機関の適合性検査が必要となります。

(登録検査機関等)

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm#tester>

2 届出先

- (1)特定製品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、当該管轄経済産業局に届け出ます。(具体的な管轄する地域は本書25頁のとおりです。)
- (2)特定製品の製造又は輸入の事業に係る国内の工場又は事業場等が複数の経済産業局の管轄区域内にわたる場合は、経済産業省本省に届け出ます。(具体的な部署は本書25頁のとおりです。)

対象特定製品は、次のとおりです。

- 1 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 2 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 3 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。）
- 4 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 5 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 6 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）
- 7 石油給湯機（灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。）
- 8 石油ふろがま（灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。）
- 9 石油ストーブ（灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。）

対象特定製品の技術基準は、次のとおりです。

特定製品の区分	技術上の基準
1.乳幼児用ベッド	<ol style="list-style-type: none"> 1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。 2(1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。 (2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。 3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。 4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。 5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。 6 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異常が生じないよう取り付けられていること。 7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。 8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。 9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。 10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。 11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。 12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。 13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。 14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子がはずれ等の異状が生じないこと。 15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。

	<p>16 床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>18 妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。</p> <p>19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
2. 登山用ロープ	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
3. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<p>1(1) 本体とふたの着脱は円滑であること。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有すること。</p> <p>2(1) はめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、コック等の操作により蒸気を排出する装置を有し、その操作をした後でなければふたを開けることができない構造を有すること。</p> <p>ただし、本体とふたとのはめ合わせ部分に油が付着している状態において、内部のゲージ圧力が9.8キロパスカルするとき、取つ手の先端部に加える78.5ニュートンの力により本体からふたが外れない構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) はめ合わせ方式が落としふた方式のものにあつては、ふたを押し下げて開くものについては107.9ニュートン、その他のものについては19.6ニュートンの鉛直方向の荷重を加え、ふたを開いたとき、内容物が飛散しないこと。</p> <p>3(1) 取つ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。</p> <p>(2) 片手式のものには補助取つ手がついていること。</p> <p>4 すわりは、良好であること。</p> <p>5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。</p> <p>6(1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。</p> <p>(2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。</p>

	<p>(3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。</p> <p>7(1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの内部の最高ゲージ圧力(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の圧力で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>9 前項で確認した安全装置の作動圧力の2倍の内圧力に1分間耐え、その圧力を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p> <p>11(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
4.乗車用ヘルメット	<p>1(1) 衝撃吸収ライナー、あごひも(ひも状以外のヘルメット保持具を含む。以下同じ。)及び着装体(帽体、衝撃吸収ライナー及びあごひも以外のものをいう。)は、皮膚に有害な影響を与えないものであつて、かつ、ぜい化、膨潤、軟化等の変化が生じないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2(1) 帽体の表面は固くなめらかであり、かつ、縁は丸みをもっているか又は縁巻きで覆われていること。</p> <p>ただし、総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に乗車するときに限り使用するものである旨の表示をヘルメットの内面又は外面に容易に消えない方法により表示してあるヘルメットであつてハーフ形又はセミジェット形のもの(以下「小型自動二輪車等用ヘルメット」という。)にあつては、帽体の表面をレザー等で覆うことを妨げない。</p> <p>(2) 帽体の日本工業規格T8133(1994年)乗車用安全帽5.2.1(2)に定める保護範囲を覆う部分の形状は、曲率半径75ミリメートル以上の連続した凸曲面であること。ただし、縁巻き及び風防の取付け等のための必要最小限の凹凸については、この限りでない。</p> <p>また、保護範囲を覆う部分以外の形状は、凹凸が著しくないこと。</p> <p>(3) 衝撃吸収ライナーは、日本工業規格T8133(1994年)乗車用安全帽5.2.2に定める保護範囲を覆い、各部分の厚さがほぼ均一であり、かつ、帽体内面の曲面によく接着されていること。</p> <p>ただし、適当な通気溝を設けることを妨げない。</p> <p>(4) 帽体に表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>3(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右の視界が105度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。</p> <p>(4) 風圧によりひさしがたれて視界を妨げることのない構造を有すること、また、走行中耳覆いが外れ、又は脱落することのない構造を有すること。</p> <p>(5) ひさしのあるヘルメットにあつては、ひさしと帽体が一体でないこと。</p> <p>ただし、小型自動二輪車等用ヘルメットにあつては、この限りでない。</p> <p>(6) 著しく聴力をそこねることのない構造を有すること。</p> <p>(7) あごひもは、帽体に固定してあり、ヘルメットを頭部に確実に装着でき、かつ、チンカップが取り付けられていないこと。</p> <p>4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、次の表の(1)の欄に掲げる条件に適合すること。</p> <p>ただし、小型自動二輪車等用ヘルメットにあつては、(2)の欄に掲げる条件</p>

	<p>に適合すること。</p> <p>(1) 2,940メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じないこと。 1,470メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じたときは、その継続時間は4ミリ秒以下であること。</p> <p>(2) 3,920メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じないこと。 1,960メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じた場合は、その継続時間は2ミリ秒以下であること。 1,470メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じた場合は、その継続時間は4ミリ秒以下であること。</p> <p>6 耐貫通性試験を行つたとき、落下させた鋼製ストライカの先端と試験用人頭との電氣的接触がないこと。</p> <p>7 あごひもの強さ試験を行つたとき、あごひものは加えられた荷重により25ミリメートル以上伸びず、かつ、取付け箇所からの脱落又は損傷の発生がないこと。</p> <p>8(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
5.携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなものを除く。）にあつては、日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品又は3.16クラス2レーザー製品であること。ただし、単3形電池の体積の2倍を超える体積を有する電池を使用する場合には、及びの規定は、適用しない。 全長が8センチメートル以上であること。 質量(使用する電池の質量を含む。)が40グラム以上であること。 使用する電池の形状が単3形、単4形又は単5形であること。 使用する電池の数が2個以上であること。 通電状態にあることを確認できる機能を有すること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品(その放出持続時間が9.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3 スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) レーザー光をのぞきこまないこと、レーザー光を人に向けないこと（日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品(その放出持続時間が9.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)のうち、カメラにおいてその焦点を自動的に調節することを目的とした装置の部品であつて、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものを除く。)、1(1)のものにあつては子供に使わせないことその他の安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
6.浴槽用温水循環器	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)から(6)の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p>

	<p>(1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従って設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。</p> <p>(2) 2 (1)及び(2)の毛髪(以下「試験用毛髪」という。)は、50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとすること。</p> <p>(3) 試験用毛髪は、あらかじめ2分以上浴槽内の水につけておくこと。</p> <p>(4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて2の欄に掲げる試験を実施すること。</p> <p>(6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。</p> <p>2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。</p> <p>(1) 垂直の方向50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪</p> <p>(2) 垂直より約40度の方向180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)</p> <p>3(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
7.石油給湯機	<p>1 日本工業規格 S3031(2002)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO₂)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。</p>

	<p>(4) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行つたとき、給湯温度が90度以下であること。また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4 直接加熱する熱交換器を保護する機能として、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。ただし、直接加熱するふろがま用熱交換器にあつては、この限りではない。</p> <p>(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないこと。</p> <p>(2) 熱交換器内に水がないとき点火後3分以内に消火すること。</p> <p>5 直接加熱するふろがま用熱交換器を有するものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ふろがま用熱交換器内に水がないと点火できないこと。</p> <p>(2) ふろがま用熱交換器内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管下端(浴槽側)の水位に達してから10秒以内に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、給湯機の外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>6 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.3に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、170センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、10秒以内に消火し、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>7 JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>8(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8.石油ふろがま	<p>1 JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のf)及びi)に定める各部の温度上昇試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 機器下面及び周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(2) 機器上面、側面(背面を含む。)及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。</p> <p>(3) 油温と室温との差が25度以下であること。</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則19.2に定める耐空だき性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) 浴槽内に水がないと点火できないこと。</p>

	<p>(2) 浴槽内に水を入れた後、減水したとき、下部循環管上端（強制循環式のものにあつては下部循環管下端）の水位に達してから10秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。また、消火後、直ちに浴槽内に水を入れ、再び点火操作を行つても、ふろがまの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。</p> <p>4 JIS試験室において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内で消火すること。</p> <p>(2) ポット式のものにあつては、10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、5分以内に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。</p> <p>5 圧力噴霧式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
9.石油ストーブ	<p>1(1) JIS試験室において、石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法による測定値が、密閉燃焼式及び半密閉燃焼式のものにあつては0.01以下、開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては0.002以下、開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては0.001以下であること。</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>室内に排気ガスが排出されるように機器の排気部分を外し、JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比（CO/CO₂）が0.01を超えないこと。ただし、排気筒外れにより消火する機能を有するものにあつては、消火する機能が作動しないようにして試験を行うこと。</p> <p>不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」</p>

という。)を有すること。

不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能(以下「再点火防止機能」という。)を有すること。

(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。

JIS試験通則44.1に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の密閉試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO_2)が0.003を超えないこと。

JIS試験通則44.2に定める不完全燃焼防止装置の作動試験の給気不足試験を行つたとき、不完全燃焼防止装置の作動後20秒以内で消火し、石油燃焼機器の CO/CO_2 の測定方法による測定値が0.003を超えないこと。

不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

不完全燃焼通知機能を有すること。

再点火防止機能を有すること。

2 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則50.に定める排気筒外れによる安全性試験を行つたとき、排気筒が外れてから30秒以内に灯油を遮断し、遮断後20秒以内(ポット式のものにあつては5分以内)に消火すること。

3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼用一次空気管及び二次空気管にあつては、耐久性を損なう曲げ、ねじれなどが無いこと。

(2) 燃焼用二次空気管を有するものにあつては、燃焼用送風機とバーナとを結ぶ燃焼用二次空気管の接続部が確実に接続されていること。

(3) 燃焼用二次空気管の材質は日本工業規格 S2031(2007)密閉式石油ストーブの表5 - 材料に定める金属であること。

4 JIS試験室において、JIS試験通則6.1、6.2のe)、f)及びi)に定める各部の温度上昇試験、6.4に定める温風温度の測定並びに6.5に定める熱気温度の測定を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 機器下面の木台の表面温度が45度以下であること。ただし、密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものであつて機器下面と置台又は床面に3センチメートル以上の間隔を設けるように設計されたものにあつては、機器下面の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。

(2) 機器周辺の木台の表面温度と室温との差が65度以下であること。

(3) 機器上面、側面及び前面の木壁の表面温度と室温との差が65度以下であること。

- (4) 機器本体と一体の油タンクにあつては、油タンクの表面温度と室温との差が25度以下であること。
- (5) 油温と室温との差が25度以下であること。
- (6) 強制対流形のものにあつては、温風温度が80度以下であること。
- (7) 密閉燃焼式のものであつて強制対流形で前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて上方・前方に熱を放散するもの、密閉燃焼式のものであつて自然対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、熱気温度が150度以下であること。
- 5 開放燃焼式のもので自然通気形のものにあつては、JIS試験室において、JIS試験通則8.に定めるしん調節器最大燃焼試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) すずを伴う煙が生じないこと。
- (2) 機器の外、燃焼筒下部及びしん案内筒内部に出炎しないこと。
- 6 開放燃焼式のものにあつては、JIS試験通則13.3に定める転倒消火試験を行つたとき、10秒以内で消火すること。
- 7 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則15.1に定める過熱防止装置の作動試験を行つたとき、次の条件に適合すること。
- (1) 過熱防止装置が作動し、20秒以内（ポット式のものにあつては5分以内）に消火すること。
- (2) 給排気筒を有するものにあつては、壁に接する給排気筒の表面温度が100度を超える前に消火すること。
- (3) 機器上面、側面（背面を含む。）及び前面の表面温度（温風吹出口、温風用の吸気口及び熱放射口の表面温度を除く）が150度を超える前に消火すること。
- 8 密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの、半密閉燃焼式のものであつて強制対流形のもの及び開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、JIS試験通則16.に定める耐半閉そく性試験を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 過熱防止装置が作動したときは、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火すること。過熱防止装置が作動しないときは、温風温度（ガーゼ表面）は180度を超えないこと。
- (2) ガーゼに着火したり、ストーブの外に火炎が出たり、破損したりしないこと。
- 9 JIS試験室（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、温度が20度±5度）において、JIS試験通則29.1及び29.2に定める振動試験を行つたとき、周期0.3秒、0.5秒及び0.7秒のそれぞれにおいて、195センチメートル毎秒毎秒で加振したとき、次の(1)又は(2)に掲げる条件に適合すること。また、

	<p>いずれの場合も、消火するまでの間に異常燃焼しないこと。</p> <p>(1) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に10秒以内に消火すること。</p> <p>(2) 10秒以内に消火装置が作動し、消火装置の作動後に瞬時に灯油を遮断し、20秒以内（ポット式にあつては5分以内）に消火し、かつ、JIS試験通則30.に定める落下可燃物の着火性試験によつて、発炎着火しないこと。</p> <p>10 密閉燃焼式のものにあつては、JIS試験室で、JIS試験通則52.に定める耐断火性試験を行つたとき、灯油の供給が再開されたときに、自動的に燃焼を再開しないこと。</p> <p>11 開放燃焼式のものであつて気密油タンクを有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量の1割まで灯油を入れ、機器を点火してから30分経過後、機器から気密油タンクを抜いたとき、1分30秒以内に消火する装置（以下「給油時消火装置」という。）を有すること。</p> <p>(2) 気密油タンクの給油口ふたは、開閉状況を判別でき、閉まつたことが音、目視又は感触で確認できること。</p> <p>(3) JIS試験室において、気密油タンクの給油口ふたの開閉を5000回繰り返した後、油タンク容量まで灯油を入れ、給油口ふたを閉じ、給油口ふたが下方に向くように気密油タンクを揚げたとき、灯油の垂れがなく、かつ、5分経過した後に給油口ふたをガーゼで拭いたとき、灯油のにじみがないこと。</p> <p>(4) JIS試験室において、気密油タンクに油タンク容量まで灯油を入れ、気密油タンクの給油口ふたと厚さ3センチメートル以上の気乾状態の広葉樹の板を最短距離が20センチメートル±1センチメートルとなる位置に、気密油タンクの取っ手の中央をつり上げ、給油口ふたが直接広葉樹の板に接触するように落下させたとき、気密油タンクから油漏れがないこと。</p> <p>12(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
--	--

附 則(平成二〇年七月二三日経済産業省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 届出事業者は、密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のものを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から一年間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(以下

「新省令」という。)別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄一(二)の規定を適用しないことができる。

- 2 密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のもの又は半密閉燃焼式の石油ストーブであつて強制対流形のものについての新省令別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、この省令の施行の日から一年間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼防止装置を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼防止装置を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第三条 届出事業者は、開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄一(三)及びの規定は、適用しないことができる。



- 2 開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のものについての新省令別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有しない場合にはその旨及び十分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十一(一)の規定は、適用しないことができる。

- 2 開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものについての新省令別表第一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、この省令の施行の日から九月間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する場合にはその旨の表示又は給油時消火装置を有しない場合にはその旨及び給油時に消火をしないと火災に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。

P S C マークの表示の方法

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。
7	石油給湯機	石油給湯機の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

特別特定製品		乳幼児用ベッド 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器
特別特定製品以外の特定製品		登山用ロープ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ

製品に表示する届出事業者の名称

特定製品には届出事業者の氏名又は名称（及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称）が容易に消えない方法により表示されてなければなりません。

ただし、届出事業者の氏名又は名称（及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称）は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号（及び経済産業大臣に届け出た登録商標）をもって代えることができます。

なお、この手続は、経済産業省商務流通グループ製品安全課へ直接提出して頂くことになります。

（ ）内は特別特定製品が対象になります。